

第7章 計画の数値目標



1 介護保険事業の数値目標

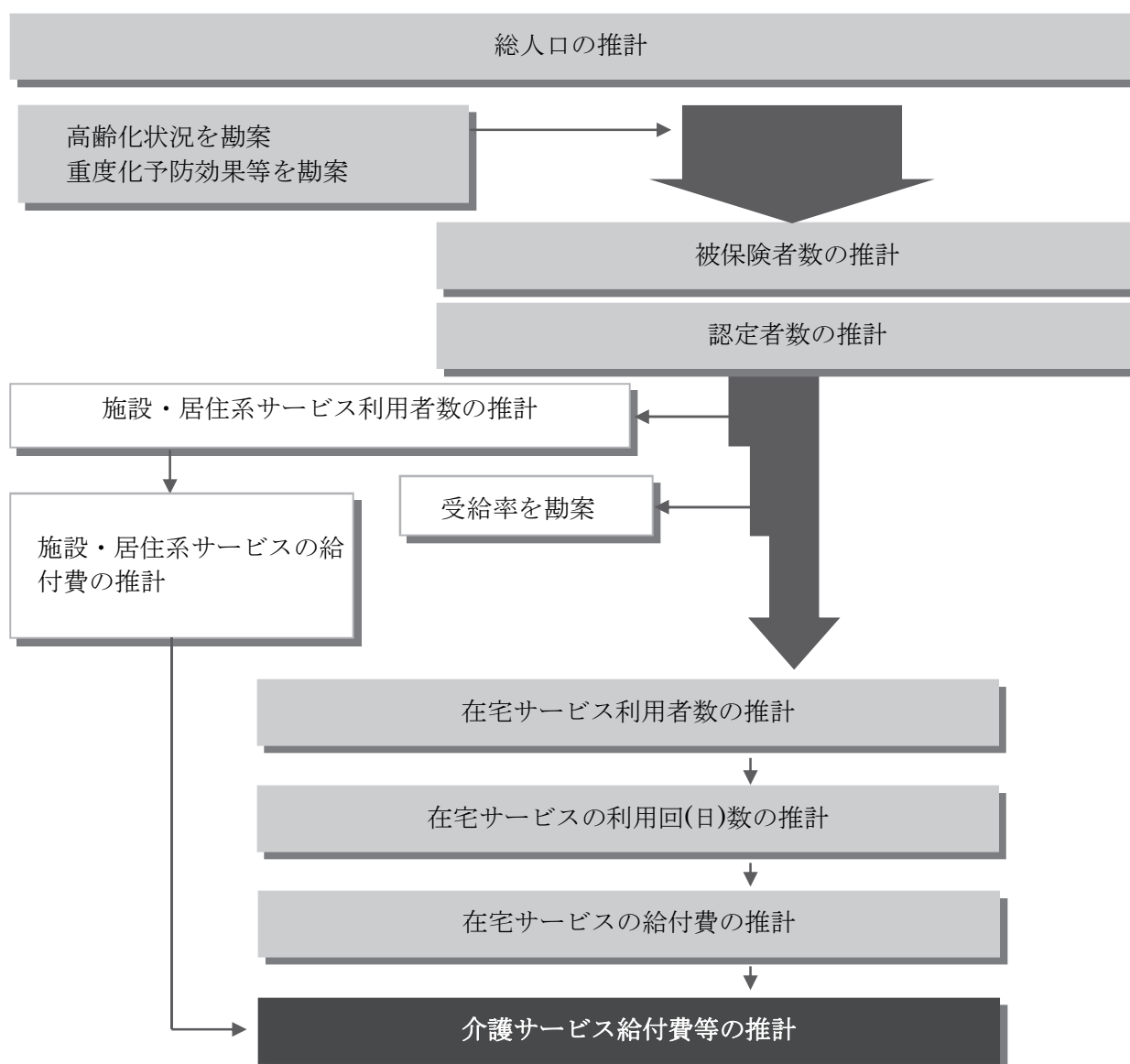
1-1 介護保険事業の目標数値の推計手順

介護保険事業の数値目標の算出手順は、以下のとおりです。まず、総人口を推計し、「被保険者数」を推計します。次に、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用者数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

図：介護保険給付費等の推計手順



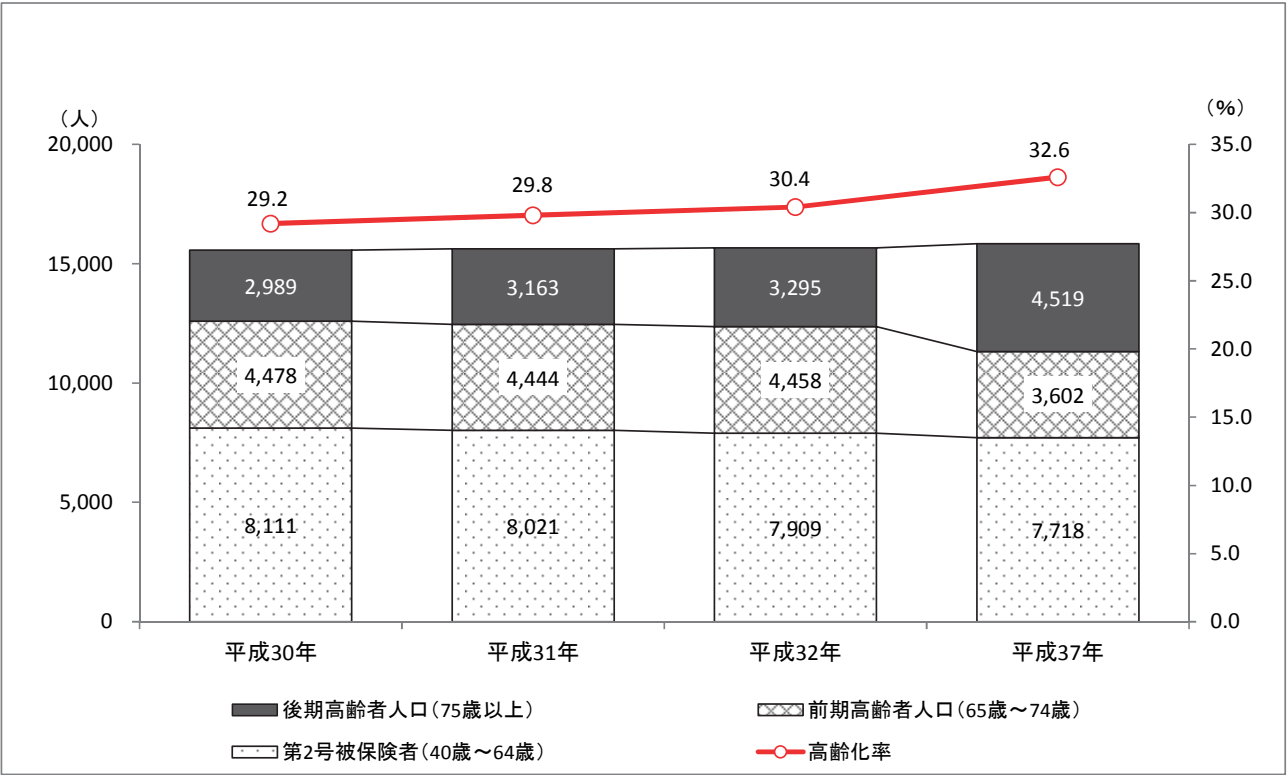
1-2 人口と被保険者数の推計

人口の推移をベースに、平成 37 年までの将来人口を推計し、第 7 期における被保険者数を下表のとおり見込んでいます。

表：人口推計および被保険者数 単位（人）

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総人口	25,607	25,562	25,505	24,941
第 1 号被保険者	7,467	7,607	7,753	8,121
65 歳～74 歳	4,478	4,444	4,458	3,602
75 歳以上	2,989	3,163	3,295	4,519
第 2 号被保険者	8,111	8,021	7,909	7,718
高齢化率	29.2%	29.8%	30.4%	32.6%

図：人口推計



1-3 要介護等認定者数・認定率の推計

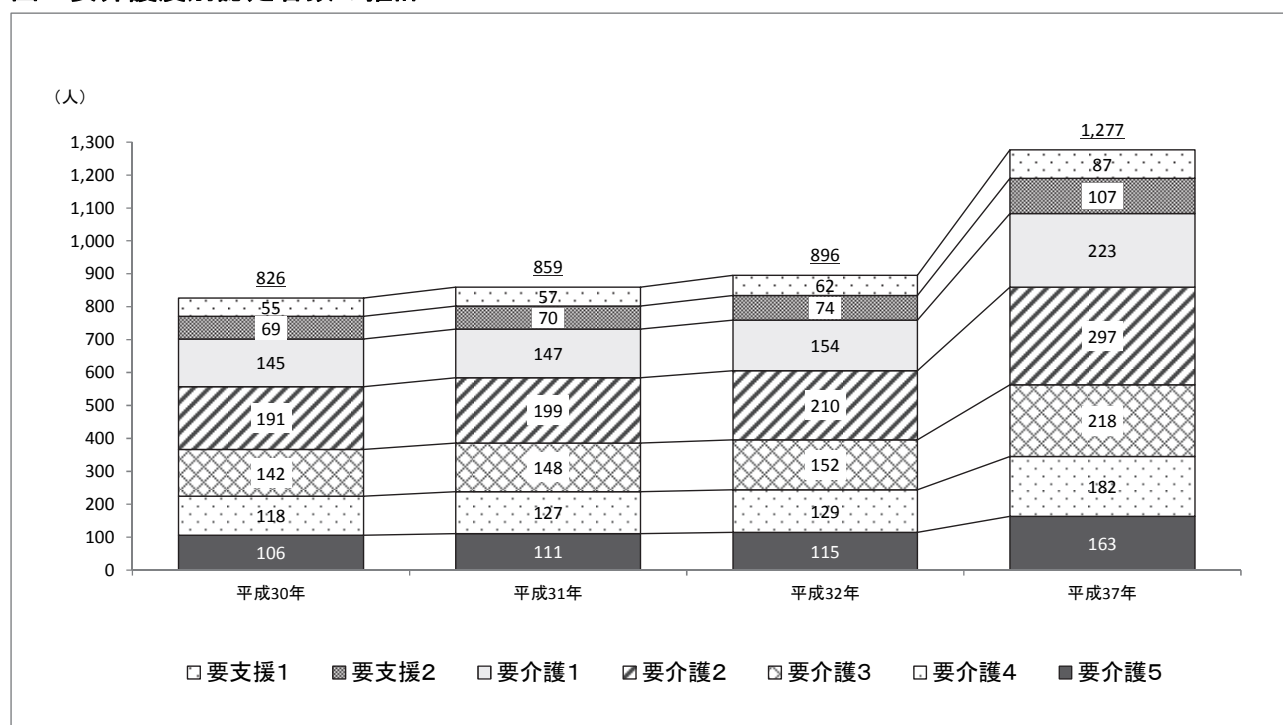
近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数を下表のとおり見込んでいます。

表：要介護、要支援認定者数

単位(人)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認定者数	826	859	896	1,277
要支援 1	55	57	62	87
要支援 2	69	70	74	107
要介護 1	145	147	154	223
要介護 2	191	199	210	297
要介護 3	142	148	152	218
要介護 4	118	127	129	182
要介護 5	106	111	115	163
うち、第 1 号被保険者	807	837	871	1,251
要支援 1	54	55	60	84
要支援 2	68	68	72	105
要介護 1	144	147	154	223
要介護 2	186	193	203	290
要介護 3	137	142	145	211
要介護 4	113	121	122	175
要介護 5	105	111	115	163
認定率 (65 歳以上)	10.8%	11.0%	11.2%	15.4%

図：要介護度別認定者数の推計



1-4 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設サービスおよび、居住系サービスの利用者数を以下のように見込んでいます。

表:施設・居住系サービス利用者数の見込み

単位(人)

種 類		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス		12	13	42	42
	特定施設入居者生活介護	12	13	42	42
地域密着型サービス		27	27	27	32
	認知症対応型共同生活介護	27	27	27	32
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
施設サービス		140	147	160	202
	介護老人福祉施設	76	83	96	100
	介護老人保健施設	59	59	59	93
	介護医療院 (平成 37 年度は介護療養型医療施設を含む)	0	0	0	9
	介護療養型医療施設	5	5	5	

1-5 在宅サービスの利用者数の見込み

在宅サービス利用者数を以下のように見込んでいます。

表:在宅サービス利用者数の見込み

単位(人)

種 類		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総利用者数		647	672	667	1001
予防給付	要支援 1	55	57	62	87
	要支援 2	69	70	74	107
介護給付	要介護 1	130	132	129	199
	要介護 2	165	173	173	269
	要介護 3	102	107	98	149
	要介護 4	74	76	76	140
	要介護 5	52	57	55	50

1-6 サービス種類別利用者数の見込み

介護給付・予防給付およびサービス種類別の利用者数を以下のように見込んでいます。

表：居宅サービス、地域密着型サービスの利用者数と必要サービス量

種 類			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス	訪問介護	回数	2,653.0	3,180.0	3,799.0	5,733.0
		(人数)	130	149	171	231
	訪問入浴介護	回数	42.8	54.4	66.0	98.8
		(人数)	8	10	12	18
	訪問看護	回数	775.5	837.4	910.8	1,463.3
		(人数)	62	67	73	109
	訪問リハビリテーション	回数	114.0	127.0	145.0	204.0
		(人数)	11	12	13	17
	居宅療養管理指導	人数	85	93	101	144
	通所介護	回数	3,169.0	3,568.0	3,811.0	5,172.0
		(人数)	208	228	243	268
	通所リハビリテーション	回数	124.0	143.0	172.0	254.0
		(人数)	14	16	19	28
	短期入所生活介護	日数	495.0	554.0	589.0	831.0
		(人数)	53	59	63	88
	短期入所療養介護（老健）	日数	0	0	0	0
		(人数)	0	0	0	0
	短期入所療養介護（病院等）	日数	0	0	0	0
		(人数)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	人数	281	311	338	465
	特定福祉用具購入費	人数	7	9	11	16
	住宅改修費	人数	5	6	8	10
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回数	212.0	288.0	346.0	514.0
		(人数)	12	16	19	28
	小規模多機能型居宅介護	人数	12	16	20	28
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人数	17	21	26	29
	地域密着型通所介護	回数	1,712.0	2,057.0	2,495.0	4,742.0
(人数)		137	149	165	255	
居宅介護支援		人数	451	493	534	746

表：介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの利用者数と必要サービス量

種類			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防サービス	介護予防訪問介護	人数				
	介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
		(人数)	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	27.2	27.2	27.2	27.2
		(人数)	3	3	3	3
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	22.0	22.0	35.0	35.0
		(人数)	2	2	3	3
	介護予防居宅療養管理指導	人数	3	3	3	4
	介護予防通所介護	人数				
	介護予防通所リハビリテーション	人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	日数	3.0	3.0	3.0	3.0
		(人数)	1	1	1	1
	介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	0	0	0	0
		(人数)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数	0	0	0	0
		(人数)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数	26	27	28	44
	特定介護予防福祉用具購入費	人数	2	2	2	2
	介護予防住宅改修費	人数	3	3	3	4
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回数	6.0	6.0	6.0	7.0
		(人数)	1	1	1	1
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	1	1
介護予防支援		人数	66	74	82	117

1-7 サービス給付費の推計

サービスごとの給付費見込額は、以下ように見込んでいます。介護給付費見込額と予防給付費見込額を合算した額が、第7期における総給付費となります。

表：サービスごとの介護給付費の見込み

単位（千円）

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス				
訪問サービス				
訪問介護	81,653	97,964	116,813	174,682
訪問入浴介護	6,078	7,730	9,379	14,028
訪問看護	45,907	50,002	54,344	88,400
訪問リハビリテーション	4,051	4,513	5,144	7,268
居宅療養管理指導	6,407	6,985	7,624	10,963
通所サービス				
通所介護	308,878	354,433	379,760	510,552
通所リハビリテーション	13,850	16,067	19,178	28,106
短期入所サービス				
短期入所生活介護	48,315	54,185	57,441	80,866
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス				
福祉用具貸与	46,504	51,763	56,534	75,170
特定福祉用具購入費	1,933	2,527	3,104	4,608
住宅改修費	4,860	5,694	7,823	9,449
特定施設入居者生活介護	25,673	28,196	91,136	91,136
居宅介護支援	83,082	91,035	98,950	137,477

表：サービスごとの介護給付費の見込み

単位（千円）

種 類	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	31,258	42,890	51,449	75,629
小規模多機能型居宅介護	33,366	45,492	55,903	77,592
認知症対応型共同生活介護	77,568	77,769	77,769	93,075
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	44,378	54,498	67,207	76,144
地域密着型通所介護	168,742	202,719	246,723	477,905
施設サービス				
介護老人福祉施設	214,433	233,740	266,410	290,232
介護老人保健施設	188,321	188,405	188,405	301,284
介護医療院 （平成37年度は介護療養型医療施設を含む）	0	0	0	41,813
介護療養型医療施設	21,165	21,175	21,175	
介護給付費計	1,456,422	1,637,782	1,882,271	2,666,379

表：サービスごとの予防給付費の見込み

単位（千円）

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防サービス				
介護予防訪問サービス				
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1, 174	1, 175	1, 175	1, 175
介護予防訪問リハビリテーション	757	757	1, 199	1, 199
介護予防居宅療養管理指導	225	225	225	302
介護予防通所サービス				
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防短期入所サービス				
介護予防短期入所生活介護	234	234	234	234
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具・住宅改修サービス				
介護予防福祉用具貸与	1, 286	1, 334	1, 381	2, 160
特定介護予防福祉用具購入費	387	387	387	387
介護予防住宅改修費	3, 161	3, 161	3, 161	4, 104
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	3, 696	4, 146	4, 594	6, 555
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	607	607	607	709
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	465	465
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
予防給付費計	11, 527	12, 026	13, 428	17, 290

2 第1号被保険者の保険料の算出

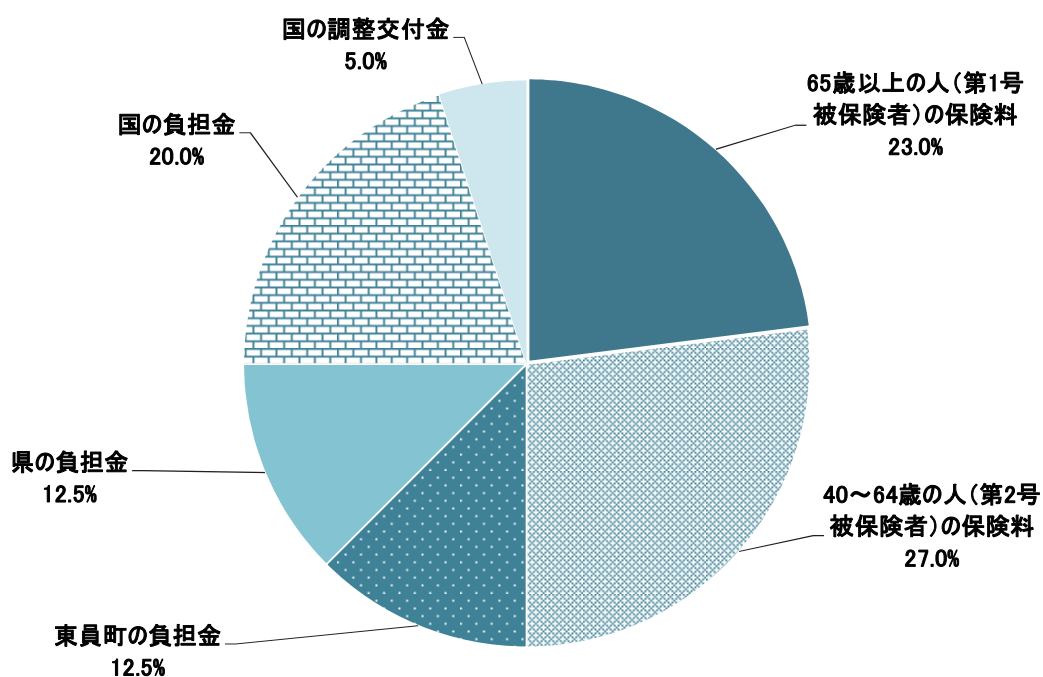
2-1 保険給付費財源構成

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%が保険料、50%が公費で賄われます。

また、第7期計画期間（平成30～32年度）においては、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上の方）、27%を第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が賄うことになります。

国の調整交付金とは、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うために、後期高齢者加入割合および所得段階別被保険者割合に基づいて交付されるものです（後期高齢者の占める割合が高く、低所得者の多い市町村では多く交付されます）。なお、全国標準（5%）との差額の分については、第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

＜保険給付費の財源構成＞



2-2 標準給付費見込額

標準給付費見込額には、介護サービス給付費のほか、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査手数料等が含まれます。また、今回の算定にあたっては、総給付額に対して一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額および特定入所者介護サービス費等給付額に対して補足給付の見直しに伴う影響額をそれぞれ反映させています。

標準給付費見込額は、第7期計画の3年間の合計は、5,272,083,050 円となります。また、第7期以降の平成37年では、高齢化率が32.6%に上昇すると見込まれ、高齢化とともに要介護認定者数も増加し、認定率は15.4%と上昇が見込まれます。こうした高齢化、認定率の上昇等の要因から、平成37年度では2,830,432,790 円と推計されます。

表：標準給付費の見込み

単位(円)

種 類	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費（調整後）	1,466,671,843	1,667,354,220	1,938,521,852	2,744,145,167
総給付費（調整前）	1,467,949,000	1,649,808,000	1,895,699,000	2,683,669,000
利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,277,157	2,251,476	2,673,924	3,931,889
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	19,797,696	45,496,776	64,408,056
特定入所者介護サービス費等給付額（調整後）	34,103,628	36,593,884	38,265,393	47,713,977
高額介護サービス費等給付額	24,557,182	26,343,159	27,459,395	33,419,598
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,874,681	3,083,210	3,224,043	4,041,840
算定対象審査支払手数料	988,927	1,011,017	1,030,616	1,112,208
標準給付費見込額	1,529,196,261	1,734,385,490	2,008,501,299	2,830,432,790
標準給付費見込額3年間の合計	5,272,083,050			

2-3 地域支援事業費見込額

地域支援事業費については、下表のとおり見込んでいます。

表：地域支援事業費の見込み

単位(円)

種 類	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
地域支援事業費	77,411,753	80,795,904	83,290,357	241,498,014	96,332,488
介護予防・日常生活支援総合事業費	32,952,362	35,342,724	36,957,085	105,252,171	46,331,464
包括的支援事業・任意事業費	44,459,391	45,453,180	46,333,272	136,245,843	50,001,024

2-4 保険料収納必要額

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担割合（第7期は23%、平成37年は25%の見込み）相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込み、市町村特別給付費等を加え、保険料収納率の見込みを勘案して、保険料基準額を算定します。

表：第1号被保険者負担相当額の見込み

単位（円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計	平成37年度
第1号被保険者負担相当額	369,519,843	417,491,721	481,112,081	1,268,123,645	731,691,320
調整交付金相当額	78,107,431	88,486,411	102,272,919	268,866,761	143,838,213
調整交付金見込額	0	0	0	0	0
準備基金取崩額				150,000,000	0
保険料収納必要額				1,386,990,406	875,529,532
予定保険料収納率				99.50%	99.50%

2-5 保険料影響額

（1）介護報酬の改定

平成30年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、0.54%の改定率となりました。

（2）利用者負担割合の見直し

平成30年8月から2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。

（3）消費税率の見直し

第7期（平成30～32年度）期間中の平成31年10月に、消費税率の引き上げが予定されており、消費税率引き上げに伴う介護報酬改定に係る財政影響額は以下の割合で算出しました。

平成30年度：0%

平成31年度：約 $0.6\% \times \frac{2}{3} \times \frac{1}{2}$ ＝約0.2%

平成32年度：約 $0.6\% \times \frac{2}{3}$ ＝約0.4%

※上記割合を各年度の総給付費に乗じた額

2-6 第1号被保険者の月額保険料（基準額）の算定

第1号被保険者の介護保険料基準額（年額）は、以下のように算定します。

$$\text{保険料基準額（年額）} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率（99.5\%）} \\ \div \text{弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数}$$

第1号被保険者保険料基準年額 = 56,948 円（月額 4,746 円）

同様の推計により平成37年度の保険料を見込むと101,048円（月額8,421円）となります。

表：第1号被保険者の介護保険料

所得段階	見込み人数				保険料		
	平成30年度 （人）	平成31年度 （人）	平成32年度 （人）	合計 （人）	基準年額 （円）	保険料割合	保険料年額 （円）
第1段階	544	554	564	1,662	56,948	×0.40	22,780
第2段階	351	358	365	1,074		×0.65	37,017
第3段階	310	316	322	948		×0.70	39,864
第4段階	1,221	1,244	1,268	3,733		×0.90	51,254
第5段階	1,472	1,499	1,528	4,499		×1.00	56,948
第6段階	1,150	1,170	1,194	3,514		×1.20	68,338
第7段階	1,203	1,226	1,249	3,678		×1.25	71,185
第8段階	359	365	372	1,096		×1.40	79,728
第9段階	287	293	298	878		×1.50	85,422
第10段階	400	408	416	1,224		×1.60	91,117
第11段階	170	174	177	521		×1.70	96,812
計	7,467	7,607	7,753	22,827			

2-7 所得段階別の第1号被保険者保険料

第7期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を以下のとおり設定します。

表：所得段階別の第1号被保険者保険料

単位(円)

所得段階	対象者	第7期（平成30～平成32年度）	
		基準額 に対する割合	保険料月額 （保険料年額）
第1段階	・町民税世帯非課税かつ生活保護受給者の方 ・町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者の方 ・町民税世帯非課税で、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額 ^{※1} の合計が80万円以下の方	0.40 ^{※2}	1,899円 (22,780円)
第2段階	町民税世帯非課税で、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.65	3,085円 (37,017円)
第3段階	町民税世帯非課税で、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が120万円超の方	0.70	3,322円 (39,864円)
第4段階	町民税本人非課税（世帯内に町民税課税者がいる）で、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	4,272円 (51,254円)
第5段階	町民税本人非課税（世帯内に町民税課税者がいる）で、前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円超の方	1.00	4,746円 (56,948円)
第6段階	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	5,695円 (68,338円)
第7段階	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満 ^{※3} の方	1.25	5,933円 (71,185円)
第8段階	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が200万円以上 ^{※3} 250万円未満の方	1.40	6,644円 (79,728円)
第9段階	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満 ^{※4} の方	1.50	7,119円 (85,422円)
第10段階	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が300万円以上 ^{※4} 500万円未満の方	1.60	7,594円 (91,117円)
第11段階	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.70	8,068円 (96,812円)

※1 合計所得金額 前年の合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額および公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。ただし、公的年金等に係る雑所得を控除するのは第1段階～第5段階に適用されます。

※2 低所得者に対し、公費による保険料軽減の実施がされ、第1段階の保険料基準額に対する割合を0.45から0.40まで引き下げています。

※3 平成30年4月の法改正により第7段階、第8段階の基準所得金額を190万円から200万円に見直します。

※4 平成30年4月の法改正により第9段階、第10段階の基準所得金額を290万円から300万円に見直します。

※5 消費税増税にともない低所得者に対し、さらなる保険料軽減が予定されています。